

地方制度調査会の主な答申事項について

第25次地方制度調査会の主な答申事項

「監査制度の改革に関する答申」（平成9年2月）（抄）

外部監査制度のあり方

当調査会においては、地方公共団体に導入すべき外部監査制度の方式について、これまで大別して個々の地方公共団体がそれぞれ外部の監査能力を有する者の監査を受ける方式と、地方公共団体の共同の外部監査組織による監査を受ける方式とを念頭において、検討してきた。

現時点において外部監査制度を導入する場合には、その実現可能性の観点、外部監査制度としての弾力性の観点などを考慮すると個々の地方公共団体がそれぞれ外部監査能力を有する者の監査を受ける方式をまず導入することとし、その際には、民間の監査能力を有する者や公務の監理に精通した者を有効かつ弾力的に活用できるようにすべきであると考える。

なお、地方公共団体が共同の外部監査組織による監査を受ける方式については、上記の方式による外部監査の導入後の状況を踏まえさらに検討していくべきである。

OB職員の就任制限

いわゆるOBの監査委員による監査については、当該団体の事務に精通しているということなどの長所があるものの、一方で「身内に甘い」のではないかとの批判もあることから、当該団体の職員であった者を監査委員に選任する場合は1人に限ることとする措置を講ずべきである。

議員選出委員のあり方と選任方法

議員から監査委員を選任することについては、議員は地方公共団体の行政全般にわたって幅広い見地からの監査を行うことが期待でき、監査の結果を実効あらしめるためには有意義であるという意見や、議会の有する本来の性格から執行機関をチェックするという監査委員の機能に適しているという意見がある。しかしながら、その一方で議員から選出される監査委員は短期で交代する例が多いことや、当該団体の内部にある者であり、その監査が形式的になりがちではないかという意見があるなど、賛否両論のあるところである。

また、現行制度では、監査委員は議会の同意を得て長が選任することとされているが、監査を受ける立場の長が、監査委員を選任していることについても議論がある。長からの監査委員の独立性をより確保する観点から、監査委員の選任方法を議会で選挙することについて、今後引き続き検討をしていく必要がある。

さらに、議員選出監査委員の定数についても、現行どおりでよいとする意見があるが、その一方で上記のように監査委員を議会の選挙で選出することとするならば、議員から選任するか否かは当該団体の判断に委ねるとともに上限を1人とすべきではないかという有力な意見もある。このような議論を踏まえて、議員選出の監査委員のあり方についても、今後引き続き検討していく必要がある。

監査の実施体制の充実

現在町村の監査委員の定数については、2人又は1人とされていることから、監査委員が議員選出監査委員1人のみとなっている団体がある。また、監査委員を補助する職員も少数のうち他部局との兼任が大部分という状況にある。

町村における監査体制の充実を図る観点から、監査委員の定数を2人とするとともに、補助する職員の専任化を促進し監査委員を補助する体制を強化するため、町村にも監査委員事務局を設置することができることとすべきである。

その際、専門性の確保や事務の効率性の観点から、規模の小さな町村においては現行の地方自治法に規定されている都道府県知事による勧告制度も活用して、監査委員事務局の共同設置を推進することを検討すべきである。

また、有効な人材活用・育成という観点から、市町村の監査委員事務局への都道府県からの職員の派遣や、市町村間の人事交流を検討することも必要である。

これまでも監査委員や事務局職員の資質向上の目的で各種研修が行われてきているが、短期間の研修であることから、事務局職員の専門性をより高めるためにある程度長期にわたる専門研修が行えるような体制を検討すべきである。

第28次地方制度調査会の主な答申事項

地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（平成17年12月） （抄）

監査委員定数

監査委員は、地方公共団体の公正で効率的な運営を図るために置かれる機関であり、他の執行機関を牽制する役割にかんがみれば、その権限、組織、運営等の基本的事項については引き続き法律で定めることが必要である。ただし、その人数については、監査委員の職責を踏まえると法律で一律に定める必要は必ずしもないと考えられる。したがって、地方公共団体の実情に応じて監査機能の充実を図る観点から、識見を有する者から選任する監査委員については地方公共団体の条例でその数を増加することができることとすべきである。